

岩手県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町指定うなばら荘訪問介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町指定うなばら荘訪問入浴介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

3 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人春陽会	岩手郡岩手町大字五日市第2地割307番地	岩手町東部デイサービスセンター	岩手郡岩手町大字川口第41地割159番地7	平成28年3月31日

4 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町立特別養護老人ホームうなばら荘短期入所生活介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

5 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町指定うなばら荘居宅介護支援事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

6 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町指定うなばら荘訪問介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

7 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

社会福祉法人春陽会	岩手郡岩手町大字五日市 第2地割307番地	岩手町東部デイサービス センター	岩手郡岩手町大字川口 第41地割159番地7	平成28年3月31日
-----------	--------------------------	---------------------	---------------------------	------------

8 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地 割27番地2	洋野町立特別養護老人ホ ームうなばら荘短期入所 生活介護事業所	九戸郡洋野町種市第23 地割27番地2	平成28年3月31日